

# 三沢市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修について

H30.8.1作成  
H30.9.6修正  
三沢市介護福祉課

## <介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修とは>

「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修」とは、在宅生活補助のため要介護(要支援)認定者が特定の住宅改修をする(手すりの取付けや床段差の解消等)場合、その住宅改修にかかる費用を補助する制度です。

## <支給額>

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給基準額の上限額は20万円で、うち7割から9割(被保険者の所得に応じた基準内)を市が補助します。

例: 総費用15万円の住宅改修をした場合、9割分(基準内)は市の補助を受けるので、住宅改修の自己負担は1万5千円となります(被保険者の負担割合が1割の場合)。また利用しなかった5万円については、再度住宅改修が必要となれば利用することが可能です(一度改修をしたものについては利用できません)。なお支給基準額を超えた部分と、介護保険対象外とされた部分については、全額自己負担となります。

## <支給方法>

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給方法は「受領委任払い」です。

### 【受領委任払い】

改修費の1割～3割分(基準内)を被保険者が業者に支払い、改修費の7割～9割分(基準内)は市が業者に支給する方法です。窓口払い、口座振込により支給します。

- ① 窓口払い … 支給される住宅改修費を受取人に三沢市会計課窓口にて直接支給する方法。(印鑑を要する)
- ② 口座振込 … 支給される住宅改修費を受取人の指定の口座に振込む方法。  
※別途依頼書を要する。郵便局は不可  
(窓口払いと口座振込のどちらを利用するか選択できますが、口座振込の依頼をしないと自動的に窓口払いとなります。)

## <対象条件>

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修を利用するには、次の全ての条件を満たしていることが必要です。(ここにあるのは最低条件ですので、全てを満たしていても利用できない場合があります。詳細は三沢市介護福祉課にご確認下さい。)

- ① 三沢市の要介護(要支援)被保険者であること。(要介護認定申請をする必要があります。)
- ② 改修する住宅の所在地が「介護保険被保険者証」の住所と同一であること。
- ③ ②の住宅で在宅生活を送っていること。(一時的な入院、入所等であっても在宅生活送っているとはみなされません。)
- ④ 介護保険対象内の住宅の改修(工事)であること。

### 【介護保険対象となる住宅改修の種類】

1. 手すりの取付け
2. 段差の解消
3. 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. その他1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※上記種類の改修であっても対象外となってしまう改修もありますので、詳細は三沢市介護福祉課にご確認下さい。

## <手続きの流れ>

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の申請をするためには、次のとおり手続きを進めて下さい。

### ● ケアマネジャーに相談し、どのような改修が必要か検討します。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修による住宅改修をするためには、市へ申請をしなければなりません。しかし、申請は被保険者のみではできません。事前に必ずケアマネジャーに相談の上、改修内容等を検討し、全ての手続きをケアマネジャーと一緒に進めて下さい。勝手に進めると介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修の利用ができなくなります。



### ● 住宅改修工事に入る前に、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請手続きを開始します。

【市(三沢市介護福祉課)に提出するもの】※申請手続きに必要なものです。不備があると審査前に却下されます。

- ◎ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(指定様式あり)
- ◎ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修理由書(指定様式あり)  
(住宅改修の必要性について、ケアマネジャー等資格を有する者が作成します。)
- ◎ 改修部分の改修前の写真  
(写真に撮影日が入っていないと無効です。既に改修工事が入っているものは、支給対象外となります。)
- ◎ 見積書(指定様式あり。3社分以上を添付。申請に採用する見積りは3社以上のうち最低額のものを用いる。)  
(改修の場所、改修の種類、介護保険対象外改修等に分け、内訳を分かりやすく表示して下さい。)
- ◎ 住宅間取図(住宅全体の間取りと改修部分を表示し、どこをどのように改修するかを分かりやすく表示して下さい。)
- ◎ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払い利用申請書(指定様式あり)
- ◎ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修承諾書  
(改修となる住宅が被保険者の所有でない場合に必要。所有者から必ず住宅改修についての承諾を受けて下さい。)
- ◎ その他適宜市に必要と認められたもの



### ● 審査後、市から介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修の内容等について承認または不承認の通知が届きます。

被保険者に書面にて通知します。上記申請に不備等がない場合でも、通知までには最低でも上記申請から5日前後かかります。余裕を持って申請して下さい。ただし、これは住宅改修費の支給を決定するものではありません。住宅改修費の支給(不支給)の決定についての審査は、改修後に行う支給申請手続きの未完了部分完了後となります。



### ● 承認されていればケアマネジャー、業者等に連絡し住宅改修工事に入ります。

承認通知を受ける前に改修工事が入った場合、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修の利用ができなくなります。また承認された上記申請の内容どおりのことをしない場合も、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修の利用ができなくなります。



### ● 住宅改修工事が完了し業者に支払いを済ませたら、住宅改修費の支給申請手続きを再開します。

上記承認通知は、改修内容等について承認(不承認)を通知するものであり、住宅改修費の支給を決定するものではありません。改修後に下記書類等を提出することにより初めて住宅改修費の支給申請手続きの全てが完了し、市は住宅改修費の支給(不支給)の決定について審査することになります。

入院や入所等をしている方等で例外的に介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修の利用の承認を受けた方の場合、この時点において、改修した後の住宅で現在在宅生活を送っていない場合は、改修工事が完了していても、住宅改修費の支給を市に求めることはできません。在宅生活に戻った後に手続きを進めて下さい。なお上記申請当初は在宅生活を送っていた方も、この時点において改修した後の住宅で在宅生活を送っていない場合は同様です。

住宅改修費の支給前に被保険者が死亡したり、要介護(要支援)状態から自立したりすると、住宅改修費の全額または、一部について支給ができなくなる場合がありますのでご注意下さい。

【市(三沢市介護福祉課)に提出するもの】※申請手続きに必要なものです。不備があると審査前に却下されます。

- ◎ 工事内容内訳書
- ◎ 改修部分の改修後の写真(写真に撮影日が入っていないと無効です。)
- ◎ 被保険者支払い分の領収書原本  
(償還払いの場合は改修費用全額、受領委任払い(申請書)の場合は改修費用の1割～3割分(基準内)の領収書を要する。なお領収書は、後ほどお返し致します。)
- ◎ その他適宜市に必要と認められたもの



### ● 審査後、市から介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給、または不支給について決定通知が届きます。

決定通知のとおり支給されます(予定どおり支給されるとは限りません)。通知方法は、書面にて行います。支給時期については、目安として住宅改修費の支給申請手続きから1～2ヶ月前後となります。